

横須賀病院訪問リハビリテーション
横須賀病院介護予防訪問リハビリテーション事業所

運営規程

(事業の目的)

第1条 横須賀病院が実施する訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション(以下「指定訪問リハビリテーション」という。)の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

- (1) 訪問リハビリテーションは、利用者が要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
- (2) 提供する訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図る。

2 事業実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 横須賀病院 訪問リハビリテーション
- 2 所在地 佐賀県佐賀市巨勢町大字高尾 324 番地 15

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- 2 医師 1人(管理者と兼務)
診察又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、利用者の心身の状況、病歴及びその置かれている環境等を踏まえ、理学療法士その他の従業者と共同して、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画(以下、「訪問リハビリテーション計画」という。)を作成するとともに、適切なリハビリテーションが行えるよう利用者の健康状態等を把握する。
- 3 作業療法士 1人(常勤1人)
医師と連携して、前号の通所リハビリテーション計画を作成するとともに、利用者に対して、必要なリハビリテーションを行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、災害、悪天候等やむを得ない事情が生じた場合は、利用者等に連絡の上変更することがある。

- 1 営業日
水曜日とする。ただし、夏季(8月13日から8月15日)、年末年始(12月30日から1月3日)及び国民の休日は除く。

2 営業時間

水曜 13時30分から17時30分

3 サービス提供時間（前号の時間から移動に要する時間を除く時間）

水曜 14時から17時

（訪問リハビリテーションの内容）

第6条 事業所が行う訪問リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- 1 訪問リハビリテーション計画の作成
- 2 医学的管理下でのリハビリテーション
- 3 介護に関する相談援助

（訪問リハビリテーションの利用料その他の費用）

第7条 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、別表のとおり厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、事業所は利用者から以下の費用の支払いを受けるものとし、その額は次のとおりとする。
 - 1 通常の事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーションに要した送迎費は、その実費とする。なお、自動車を使用した場合の送迎費は、次の額とする。
 - ・ 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルごとに 100円
- 3 事業所が利用者から前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 4 事業所が利用者から第1項及び第2項の費用の支払いを受けたときは、サービス及び料金の内容・金額を記載した、領収証書を利用者に交付しなければならない。
- 5 前項の規定は現物給付、法定代理受領とならない利用料の支払いを受けた場合にも適用する。なお、この場合、利用者又はその家族からの求めがあれば、要介護認定申請等必要な手続きについて説明・助言を行うこととする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、以下の区域とする。

- 一 佐賀市、神崎市

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者が事業所の提供するサービスを利用するに当たっての留意事項は次のとおりとする。

- 1 利用者又はその家族は、利用者の心身の状況等に変化が見られた場合は、速やかに事業所の従業者に連絡すること

（事故発生時の対応）

第10条 事業所及びその従業者は、サービスの提供中に事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告を行わなければならない。

- 2 管理者もしくは事業所が定めた従業者は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録しておかなければならない。

(居宅介護支援事業者との連携)

第11条 事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者（必要と判断される場合は、他の主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む）と連携し、以下の場合には必要な情報を提供することとする。

- 1 利用者がサービス計画の変更を希望し、それが適切と判断される場合
- 2 次の理由により適切なサービス提供は困難と判断される場合
 - ① 第9条に定める通常の事業の実施地域外の利用者に対応できない場合
 - ② 利用者が正当な理由がなく従業者の指示に従わないため、サービス提供ができない場合

2 前項第2号②の際に、利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させるおそれがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に通知することとする。

(利益供与の禁止)

第12条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(秘密保持)

第13条 事業所及びその従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 従業者でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(苦情処理)

第14条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」による。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

2 この規程の概要等、利用（申込）者のサービス選択に関係する事項については、事業所内の見やすい場所に掲示する。

3 第7条第1項第1号の訪問リハビリテーション計画、サービス提供記録（診療記録を含む。以下、同じ。）については、それらを当該利用者に交付する。

4 第7条第1項第1号の訪問リハビリテーション計画、及びサービス提供記録、第10条第2項に規定する事故発生時の記録、第11条第2項に規定する市町村への通知、並びに前条の苦情処理に関する記録については、整備の上、完結してから5年間保存する。

5 都道府県、及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下「都道府県等」という。）からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、都道府県等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、都道府県等から求められた場合には、その改善の内容を都道府県等に報告する。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は横須賀病院で定める。

(附 則)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。